

令和 年 月  
税 務 署

## 酒類販売管理研修について 《定期研修のお知らせ》

平素は、酒税行政及び酒類行政につきましてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、20歳未満の者の飲酒防止をはじめとした酒類販売に対する社会的要請に適切に対応していくためには、酒類販売管理者が担っている酒類小売業者への助言及び酒類の販売業務に従事する者への指導という役割が非常に重要となります。また、酒類の販売業務に関する法令の改正が今後も行われると見込まれることや、酒類の特性に鑑み、社会経済情勢の変化を踏まえた的確な現状認識が必要と考えられること等から、酒類小売業者は、酒類販売管理者に、前回の受講から3年を超えない期間ごとに酒類販売管理研修（以下「研修」といいます。）を受講させることが義務付けられています。

貴販売場の酒類販売管理者におかれましては、受講期限が近づいておりますので、前回の受講から3年を経過するまでに必ず研修を受講させてください。

令和●年●月現在の当署周辺で開催が予定されている研修は、別添1「令和●年度 酒類販売管理研修実施予定表」のとおりです。また、研修実施団体の連絡先は別添2「各研修実施団体の連絡先」のとおりです。

研修を受講するためには研修実施団体への事前申込みが必要となりますので、受講を希望する研修を開催する研修実施団体にお問合せの上、お申込みください（他の研修実施団体及び税務署では申込みを受け付けておりません。）。

- ※1 令和●年●月●日から令和●年▲月▲日までの間に研修を受講した酒類販売管理者を選任している酒類小売業者の方を対象に送付しています。研修の受講の確認及び送付作業に時間を要するため、行き違いとなる場合がございますので、ご了承ください。
- ※2 酒類販売管理者に定期的に研修を受講させない場合は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の規定により、勧告・命令を経て、50万円以下の罰金に処せられ、併せて免許が取り消されることがあります。
- ※3 研修の受講申込みに当たっては、裏面の留意事項もご確認ください。

### 【この文書についてのお問合せ先】

〇〇税務署 酒類指導官部門 TEL 00-1111-2222

※ この文書による行政指導の責任者は、△△税務署長です。

**【受講申込時の留意事項】**

別添 1 に掲載している研修については、実施日等が変更になっている場合や、定員に達したなどの理由により早期に申込みの受付を終了している場合がありますので、事前に研修実施団体にお問合せいただくか、研修実施団体のホームページをご確認の上、お申込みください。